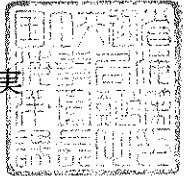




国海環第65号  
平成27年9月1日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長  
大谷 雅実



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令等の一部改正について（通知）

標記について、下記政令等が平成27年8月28日に公布されましたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

記

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第295号）
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第65号）
- 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成27年国土交通省・環境省令第2号）
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第962号）



平成27年8月  
国土交通省

## 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令について

### 1. 背景

海洋汚染防止条約（マルポール条約）の附属書VI（船舶による大気汚染の防止のための規則）では、船舶から放出される二酸化炭素や窒素酸化物等による大気汚染の防止のために必要な規制を定めている。

今般、国際海事機関において附属書VIの改正案が採択されたことを受け、我が国においても当該改正内容を担保するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）について所要の改正を行う。

### 2. 概要

（1）北米海域及び米国カリブ海海域における窒素酸化物の放出量に係る規制強化  
船舶に設置される原動機からの窒素酸化物の放出量に係る基準については、附属書VIの改正によって北米海域及び米国カリブ海海域でのみ強化されることとなっている。これを受けて、同海域と従前の基準が引き続き適用されるそれ以外の海域において、それぞれの海域区分に対しての基準値を定める。

#### （2）米国カリブ海海域の座標の修正

今般、国際海事機関の事務局による条約の誤記訂正に伴い、米国カリブ海海域を指定する座標の記載を修正する。

### 3. スケジュール

閣議：平成27年8月7日（金）  
公布：平成27年8月12日（水）  
施行：平成27年9月1日（火）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令案及び二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令案について

1. 制定の背景

MARPOL条約附属書VI（船舶による大気汚染の防止のための規則）（以下「附属書VI」という。）では、船舶から放出される二酸化炭素や窒素酸化物等による大気汚染の防止のために、必要な規制を定めており、我が国はこれを国内法令に取り入れ、規制を実施しているところ。

今般、平成26年4月、国際海事機関（IMO）において、附属書VIの改正案が採択され、平成27年9月1日に発効することとなっている。

我が国においても当該改正内容を担保するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「法」という。）に基づく以下の省令について所要の改正を行う。

- ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和58年運輸省令第39号）
- ・二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成24年国土交通省・環境省令第3号）

2. 主な改正の概要

(1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則

①窒素酸化物の放出量規制についての緩和措置（新規）

附属書VIにおいて、北米海域及び米国カリブ海海域では窒素酸化物の放出量規制が強化されるが、船舶の構造上の理由から引き続き従前の規制を適用する船舶として、全長24m未満のプレジャーボート等を定める。

②二酸化炭素放出抑制航行手引書の作成の対象外とされている船舶の追加（第1条の21関係）

第1条の21に規定する特別の用途の船舶に、引かれ船等<sup>\*1</sup>及び天然資源の掘採又は貯蔵の用に供する船舶を追加する。

(2) 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令

新造船及び改造船に対して適合が義務付けられている、船舶の用途及び大きさに関する指標に応じた二酸化炭素放出抑制指標<sup>\*2</sup>の基準（法第19条の26第1項第2号関係）について、対象となる船舶を追加し、それらに対する二酸化炭素放出抑制指標の基準を設定する。

3. 今後のスケジュール

公布：平成27年8月28日

施行：平成27年9月1日

\*1 引かれ船等…法第8条第1項に規定する引かれ船等をいう。

\*2 二酸化炭素放出抑制指標…1トンの貨物を1マイル（1,852m）輸送する際の、船舶からの二酸化炭素の放出量を示す指標（単位はグラム/トン・マイル）。

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示の一部を改正する告示」について

**1. 告示の概要**

MARPOL条約附属書VI（船舶による大気汚染の防止のための規則）（以下附属書VIという。）では、船舶からの二酸化炭素の放出の抑制のための規制を定めており、我が国では海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「法」という。）及び法に基づく命令において、当該規制を国内法に取り入れているところ。

当該規制においては、法第19条の25第1項で定める二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者は、航海の態様が特殊な船舶及び特殊な構造の推進機関を有する船舶を除き、船舶の二酸化炭素放出抑制指標が基準に適合することについて確認を受けるとされている（法第19条の26第1項）。

上記の指標確認を免除される航海の態様が特殊な船舶については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則」（以下「検査規則」という。）第1条の23第1項各号で定められており、このうち同項第3号の国土交通大臣が定める船舶については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく検査対象船舶及び二酸化炭素放出抑制対象船舶の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示」において規定されている。

**2. 改正の概要**

附属書VIの改正により、指標確認を受けべき船舶として、液化天然ガス運搬船（同附属書第二規則第38項）及びクルーズ旅客船（第39項）が追加されたことを受け、当該内容を告示に規定する。

**3. 今後のスケジュール（予定）**

公 布 : 平成27年8月28日

施 行 : 平成27年9月1日（附属書VI改正案の発効日）